追加型投信/内外/債券

グローバル・ソブリン・オープン(資産成長型)

愛称: グロソブN

グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)

Sovereig



国際投信投資顧問株式会社 委託会社

ファンドの運用の指図を行う者 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第326号

グロソブ専用 ダイヤル

0120-759318

(受付時間/営業日の9:00~17:00)

http://www.kokusai-am.co.ip

受託会社 株式会社りそな銀行

ファンドの財産の保管および管理を行う者

- ・本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号) 第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・各ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見 書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページ で閲覧できます。
- ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約 款の全文は請求目論見書に掲載されています。

ご購入に際しては、 本書の内容を十分にお読みください。

国際投信投資顧問

グローバル・ソブリン・オープン(資産成長型)

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに

信託財産の十分な成長をはかることを目的として運用を行います。

ファンドの特色



世界主要先進国の、信用力の高いソブリン債券を主要投資対象とし、国際分散投資を行います。



安定的な利子収入の確保と、金利・為替見通しに基づく運用戦略により、収益の獲得を目指します。



信託財産の十分な成長に資することに配慮し、 収益の分配を行わないことがあります。

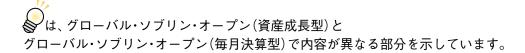
◆毎年11月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて 分配を行います。

ただし、第1期の決算日は平成26年11月17日とします。

収益分配方針

- •分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の 全額とします。
- 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入の中から分配金額を決定しますが、信託財産の十分な成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。



グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

○ 高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに ● 信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

ファンドの特色



世界主要先進国の、信用力の高いソブリン債券を主要投資対象とし、国際分散投資を行います。



安定的な利子収入の確保と、金利・為替見通しに基づく運用戦略により、収益の獲得を目指します。



毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆<mark>毎月17日</mark>(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を 行います。

収益分配方針

- •分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。





- ■本投資信託説明書(交付目論見書)により行う「グローバル・ソブリン・オープン(資産成長型)」の 募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年 9月27日に関東財務局長に提出しており、平成25年10月13日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な約款変更を行う場合、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。
- ■投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者の請求により販売会社から交付されます。 請求された場合には、その旨をご自身で記録しておいてください。

委託会社の情報

委託会社名設立年月日資本金運用する投資信託財産の合計合計経額

国際投信投資顧問株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

1983年3月1日 (昭和58年3月1日)

26億8千万円

3兆5,887億円

(2013年11月末現在)

	商品分類		属性区分					
単位型・ 投資対象 投資対象資産 追加型 地域 (収益の源泉)		投資対象資産	決算 頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ		
追加型	型 内外 債券		その他資産 (投資信託証券 (債券公債・高格付債*))	年1回	グローバル (日本含む)	ファミリー ファンド	あり (適時 (ヘッジ)	

^{*} 高格付債: 国際投信投資顧問株式会社の定義により、目論見書又は投資信託約款において、原則としてA格相当以上の債券を投資対象とする旨の記載のあるものをいいます。

[※]属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

[※]商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp)より確認してください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに 信託財産の十分な成長をはかることを目的として運用を行います。

ファンドの特色



世界主要先進国の、信用力の高いソブリン債券を主要投資対象とし、国際分散投資を行います。



安定的な利子収入の確保と、金利·為替見通しに 基づく運用戦略により、収益の獲得を目指します。

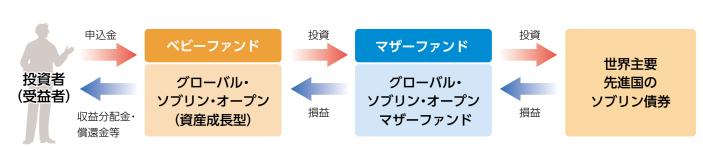


信託財産の十分な成長に資することに配慮し、 収益の分配を行わないことがあります。

くわしくは、次のページ以降をご覧ください。▶▶▶

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。





世界主要先進国の、信用力の高いソブリン債券を主要投資対象とし、国際分散投資を行います。

ポイント① 世界主要先進国

- 世界主要先進国は、OECD加盟国とします。 OECD(経済協力開発機構)は、国際経済全般について協議することを目的とした国際機関です。
- ●世界主要先進国のソブリン債券は、社債や新興国債券等に比べ相対的に価格変動リスクが抑えられ、 流動性にも優れているため、安定した投資成果を目指した資産運用に適していると考えられます。
- OECD非加盟国のうち、国際投信投資顧問がOECD加盟国に相当する経済実態を有すると判断する 国のソブリン債券に投資することがあります。

ポイント② ソブリン債券

各国の政府が発行する 国債 や政府機関が発行する 政府機関債 等をいいます。 また、世界銀行やアジア開発銀行などの国際機関が発行する 国際機関債 のほか、 当ファンドにおいてはカナダ、オーストラリアなどの 州政府債 もソブリン債券に含まれます。

ポイント③ 高い信用力

格付けの例

S&P社 Moody's社 Aaa AAA 高い AA Δa Α Α **BBB** Baa 信用力 Ва BB В В Caa CCC Ca CC C C D 低い

A格以上 の信用力の高い債券に投資します。

- 原則としてMoody's社、S&P社等の格付け機関のうち、少なくともひとつの格付け機関においてA格相当以上の格付けを付与されたものに投資します。
- 格付けとは、債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定め 通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。
 格付機関が、債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性 などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

AAA

AAA

AAA

AAA

AA+

AAA

AA

AA

Α

Aaa

Aaa

Aaa

Aaa

Aaa

Aa1

Aa1

Aa3

A2

現在の投資先と格付け状況 (2013年11月29日現在)

●国債 ノルウェー スウェーデン フィンランド カナダ Aaa **AAA** ドイツ アメリカ Aaa AA+ オランダ メキシコ Baa1 A-イギリス フランス ベルギー ポーランド ●政府機関債、国際機関債、州政府債等

		シンガポール	Aaa	AAA
		日本	Aa3	AA-
		2 2 5 10		
,,,	オー	ストラリア	Aaa	AAA
	7.2	ージーランド	Aaa	AA+
)	7	A "		

O = 24113 22012 3124 1211	2017 (3 12 (- 12		
ドイツ復興金融公庫(KfW)	Aaa	AAA	国際金融公社(IFC)	Aaa	AAA
国際復興開発銀行(世界銀行/IBRD)	Aaa	AAA	ブリティッシュ・コロンビア州	Aaa	AAA
欧州投資銀行(EIB)	Aaa	AAA	ニューサウス・ウェールズ州	Aaa	AAA
欧州連合(EU)	Aaa	AAA	ビクトリア州	Aaa	AAA
アジア開発銀行(ADB)	Aaa	AAA	クイーンズランド州	Aa1	AA+

欧州金融安定基金(EFSF)	Aa1	AA
欧州安定メカニズム(ESM)	Aa1	
オンタリオ州	Aa2	AA-
ケベック州	Aa2	A +

[※]上記の投資先は将来変更となる可能性があります。

[※]格付け(自国通貨建長期債務格付け等)は、左にMoody's社、右にS&P社の格付けを記載しています。(出所) Bloomberg ※格付けは、今後の政治、経済、社会情勢等により変更されることがあります。



安定的な利子収入の確保と、金利・為替見通しに基づく運用戦略により、収益の獲得を目指します。

ポイント① 安定的な利子収入の確保

先進国のソブリン債券を中長期保有することにより、安定的な利子収入の確保を継続することで、債券 価格や為替の変動による損益のブレをカバーする効果が期待されます。(利子収入の積み上げ効果)

■ご参考

下記のグラフは、<u>当ファンドの実績ではなく</u>、ベンチマーク(シティ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む))のデータを基に作成したものです。先進国国債の利子収入の積み上げ効果をわかりやすく表示するための参考情報として掲載しています。



※上記は、1997年末を100ポイントとして指数化したシティ世界国債インデックス (円ベース、日本を含む) を「トータル投資収益」とし、これを国際投信投資顧問の計算により月次で「利子収入要因」と「価格変動要因」に分け、それぞれを累積したものです。 なお、「利子収入要因」は、各月の利子収入 (経過利子を含む) を当該各月の為替レートで換算したものの累積値となります。 (出所) Bloomberg

ポイント② 金利・為替見通しに基づく運用戦略

金利変動リスクのコントロール

一般に、債券の価格は金利が上昇(低下)すると下落(上昇)します。

また、満期までの残存期間が長い(短い)債券や利率が低い(高い)債券ほど、金利の動きによる債券価格の変動が大きく(小さく)なります。

そこで当ファンドは、金利変動の予測に応じて組入債券の入替えを行い、債券価格の変動リスクをコントロールします。

金利が相対的に上昇 **→**(債券価格が下落 **→**) すると 予測した場合 満期までの残存期間が短い債券への入替えを行い、 債券価格の下落リスクを抑制

金利が相対的に低下→(債券価格が上昇→)すると 予測した場合 満期までの残存期間が長い債券への入替えを行い、 債券価格の値上がり益の獲得を目指す

為替変動リスクのコントロール

その通貨の組入比率の引き上げ

通貨が相対的に下落→すると予測した場合

その通貨の組入比率の引き下げ

◆ シティ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)をベンチマークとします。

シティ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した債券インデックスで、1984年12 月末を100とする世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。 ベンチマークを上回る投資成果をあげることを目指し運用を行いますが、これを保証するものではありません。

◆ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社のアドバイスを受け、運用を行います。

ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社は、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー (本部所在地:米国カリフォルニア州) の日本拠点です。

資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。



信託財産の十分な成長に資することに配慮し、収益の分配を行わないことがあります。

◆毎年11月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ただし、第1期の決算日は平成26年11月17日とします。

収益分配方針

- •分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入の中から分配金額を決定しますが、 信託財産の十分な成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。 また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。



■基準価額の変動要因

基準価額は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。

したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により 損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。 主な変動要因は以下の通りです。

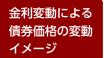
為替変動リスク

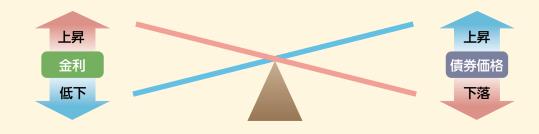
当ファンドは、主にユーロ建や米ドル建等の外貨建の有価証券に投資しています (ただし、これらに限定されるものではありません。)。投資している有価証券の発行通貨 が円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に) なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。



金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、当ファンドの基準価額の変動は大きくなります。





信用リスク

原則として格付けがA格以上のソブリン債券に投資しますが、投資している国の経済情勢の変化や各投資対象の格付けの変更により、債券価格が変動し、当ファンドの基準価額も変動します。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。



■その他の留意点

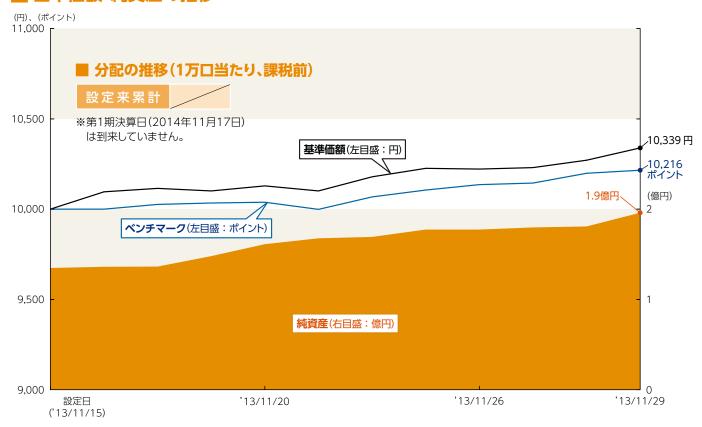
- 投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払 われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ・ 当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ (金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

■リスクの管理体制

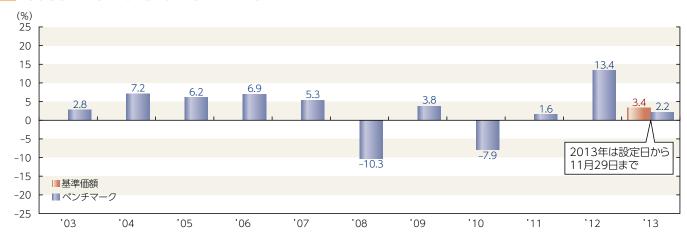
リスク管理を所管する部署において、全般的なリスクの管理を行い、当社およびファンドのリスクを監視しております。 また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて 改善策を審議しております。



| 基準価額・純資産の推移



年間収益率の推移(暦年ベース)※基準価額を基に算出しています。



注記事項

- 当ファンドはシティ世界国債インデックス (円ベース、日本を含む)をベンチマークとします。
- ベンチマークはシティ世界国債インデックス・データ (出所: Bloomberg) に基づき、当ファンド設定日 (2013年11月15日) を 10,000 ポイント として国際投信投資顧問が指数化し計算したものです。ベンチマークは基準価額との関連を考慮して、期日の前営業日の値を用いています。 また、当ファンドとは為替評価時点に差がありますので、ご注意ください。

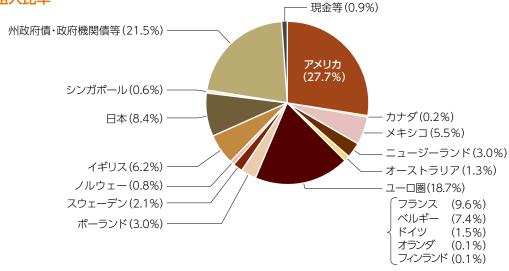


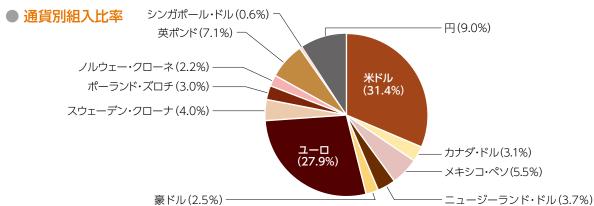
■ 主要な資産の状況

主要な組入銘柄(評価額上位)

	国/地域	種類	銘柄名	通貨	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	イギリス	国債証券	UK TREASURY	英ポンド	5.000	2018年 3月 7日	5.1
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	米ドル	8.750	2020年 8月15日	3.2
3	フランス	国債証券	FRN GOVT. BOND	ユーロ	5.000	2016年10月25日	1.8
4	フランス	国債証券	FRN GOVT. BOND	ユーロ	4.000	2018年 4月25日	1.6
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	米ドル	2.750	2019年 2月15日	1.5
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	米ドル	0.875	2018年 1月31日	1.5
7	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	ユーロ	1.000	2018年 5月25日	1.4
8	ドイツ	特殊債券	KFW	ユーロ	0.875	2018年 6月25日	1.4
9	アメリカ	国債証券 US TREASURY NOTE		米ドル	0.875	2016年 9月15日	1.4
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	米ドル	0.750	2017年12月31日	1.4



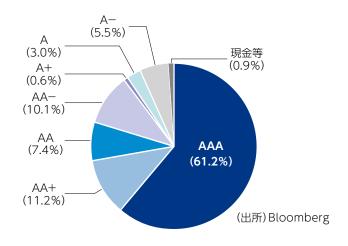




注記事項

- ・比率とは、当ファンドの純資産に対する比率(未収利息等を含みます。)であり、マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベース の数値で表記しています。
- 現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

● 格付け別組入比率



● ポートフォリオの特性値

	ベンチマーク		
平均終利*1	平均直利*2	デュレーション* 3	デュレーション
1.9%	3.4%	5.7	6.7

(出所) Bloomberg



*1 【平均終利(複利最終利回り)】

償還日までの利子とその再投資収益および償還差損益も考慮した利回り(年率)をいいます。

*2 【平均直利(直接利回り)】

利子収入部分にのみ着目した利回り。債券価格に対する利子の割合(年率)をいいます。

*3 【デュレーション】

「金利が変動したときの債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す 指標でもあります。

例えば、デュレーションの値が「5」の債券は、金利が1%上昇(低下)すると債券価格がおおよそ5%下落 (上昇)します。(他の価格変動要因がないと仮定した場合の例です。)

一般に、満期までの残存期間が長い債券や利率が低い債券ほど、デュレーションの値が大きく、金利変動に 対する債券価格の変動が大きくなる傾向があります。

なお、上記当ファンドのデュレーションは、当ファンドが実質的に保有する各債券のデュレーションを加重 平均したものです。

当ファンドはベンチマーク±3程度の範囲内でデュレーションを調整します。

注記事項

- 比率とは、当ファンドの純資産に対する比率 (未収利息等を含みます。) であり、マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。
- 格付けはMoody's社とS&P社の格付けのうち、上位の格付けをS&P社の表示方法で表記しています。
- 現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。 ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、当ファンドの運用実績ではありません。



手続•手数料等

■ お申込みメモ

# 	購入単位	販売会社が定める単位
	購入価額	購入受付日の翌営業日の基準価額
購入時	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
+6	3 <u>0</u> 244	

	換金単位	販売会社が定める単位				
	換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額*を差引いた価額 * 換金受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% をかけた額とします。				
換金時	換金代金	原則として、換金受付日から起算して5営業日目から、販売会社にてお支払いします。				

		中心神切时间	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の甲込分とします。
申込について	購入の申込期間	平成25年11月15日から平成27年2月12日まで ※申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定 です。	
	 換金制限 	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。	
	購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金の申込みの受付を取消すことがあります。	

	信託期間	無期限(平成25年11月15日設定)				
	繰上償還	当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。				
	決算日	毎年11月17日(休業日の場合は翌営業日)※第1期の決算日は平成26年11月17日とします。				
	 収益分配	毎年(年1回)、収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社との契約により再投資することも可能です。				
ary I	信託金の限度額	1兆円				
その他	公告	日本経済新聞に掲載します。				
	運用報告書	決算時および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめ販売会社にお申出いただいたご住所にお届けします。				
	課税関係	課税上の取扱いは株式投資信託となります。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」の適用対象です。 くわしくは、販売会社にお問い合わせください。 ※配当控除および益金不算入制度の適用はありません。				



手続•手数料等

ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入受付日の翌営業日の基準価額に対して、**上限 1.575% (税込) * (上限 1.500% (税抜))**がかかります。

*消費税率に応じて税込の料率は変更となります。(消費税率が8%になった場合は、上限1.620%(税込)となります。) 購入時手数料 (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社に確認してください。)

信託財産 換金受付日の翌営業日の基準価額に0.5%をかけた額とします。 留保額

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)

日々の純資産総額に対して、**年率1.3125%(税込)*(年率1.2500%(税抜))**をかけた額とします。 *消費税率に応じて税込の料率は変更となります。(消費税率が8%になった場合は、**年率1.3500%(税込)**となります。) 各支払先への配分(税抜)は次の通りです。

. —.	用管理費用 配分	100億円	100億円 超	300億円 超	500億円 超	750億円 超	1,000億円 超	1,500億円 超		3,000億円 超	4,000億円 超		8,000億円
純	販売会社の 資産残高に ごて*	以下	300億円 以下	500億円 以下	750億円 以下		1,500億円 以下			4,000億円 以下	6,000億円 以下	8,000億円以下	超
	委託会社	0.8500%	0.7500%	0.6500%	0.6000%	0.5500%	0.5000%	0.4500%	0.4000%	0.3500%	0.3000%	0.2750%	0.2500%
配分	販売会社	0.3500%	0.4500%	0.5500%	0.6000%	0.6500%	0.7000%	0.7500%	0.8000%	0.8500%	0.9000%	0.9250%	0.9500%
,,	受託会社	0.0500%											

- ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。
- *各段階の部分に対して上記の通り配分されます。

また、各販売会社の純資産残高の算出に当たっては、次のファンドの純資産残高を合算いたします。なお、合算の 対象となるファンドは、今後、追加される場合があります。

(販売会社に分割等があった場合、それらを合算して、算出することがあります。)

グローバル・ソブリン・オープン (毎月決算型) グローバル・ソブリン・オープン (3ヵ月決算型) グローバル・ソブリン・オープン (1年決算型) グローバル・ソブリン・ファンド 2014

その他の費用・ 手数料

監査費用、有価証券等の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。

- 監査費用は、日々の純資産総額に対して、年率0.0042%(税込)*(年率0.0040%(税抜))以内をかけた額とします。
- *消費税率に応じて税込の料率は変更となります。(消費税率が8%になった場合は、年率0.00432%(税込)となります。)
- ※監査費用以外のその他の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等 を記載することはできません。
- ※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時に当ファンドから支払
- ※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。



税 金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により 異なる場合があります。

時 期	項目		税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税	普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税	換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※上記は、平成26年1月1日から平成49年12月31日までのものです。(平成25年11月末現在)
- ※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用に なれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社に お問い合わせください。

- ※法人の場合は、上記とは異なります。
- ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧 めします。





- ■本投資信託説明書(交付目論見書)により行う「グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)」の 募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年 2月13日に関東財務局長に提出しており、平成26年2月14日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な約款変更を行う場合、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ■当ファンドの信託財産は、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。
- ■投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者の請求により販売会社から交付されます。 請求された場合には、その旨をご自身で記録しておいてください。

委託会社の情報

委託会社名設立年月日資本金運用する投資信託財産の合計合計資産総額

国際投信投資顧問株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

1983年3月1日(昭和58年3月1日)

26億8千万円

3兆5,887億円

(2013年11月末現在)

	商品分類		属性区分				
単位型• 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券公債・高格付債*))	年12回 (毎月)	グローバル (日本含む)	ファミリー ファンド	あり (適時 (ヘッジ)

^{*} 高格付債: 国際投信投資顧問株式会社の定義により、目論見書又は投資信託約款において、原則としてA格相当以上の債券を投資対象とする旨の記載のあるものをいいます。

[※]属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

[※]商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp)より確認してください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに 信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

ファンドの特色



世界主要先進国の、信用力の高いソブリン債券を主要投資対象とし、国際分散投資を行います。



安定的な利子収入の確保と、金利・為替見通しに基づく運用戦略により、収益の獲得を目指します。

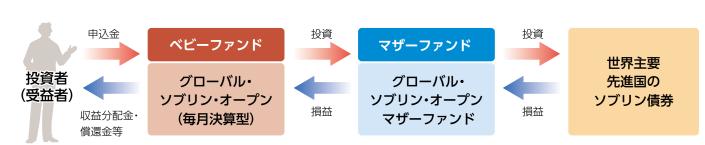


毎月決算を行い、収益の分配を行います。

くわしくは、次のページ以降をご覧ください。▶▶▶

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。





世界主要先進国の、信用力の高いソブリン債券を主要投資対象とし、国際分散投資を行います。

ポイント① 世界主要先進国

- ●世界主要先進国は、OECD加盟国とします。○ OECD(経済協力開発機構)は、国際経済全般について協議することを目的とした国際機関です。
- ●世界主要先進国のソブリン債券は、社債や新興国債券等に比べ相対的に価格変動リスクが抑えられ、 流動性にも優れているため、安定した投資成果を目指した資産運用に適していると考えられます。
- OECD非加盟国のうち、国際投信投資顧問がOECD加盟国に相当する経済実態を有すると判断する 国のソブリン債券に投資することがあります。

ポイント2 ソブリン債券

各国の政府が発行する 国債 や政府機関が発行する 政府機関債 等をいいます。 また、世界銀行やアジア開発銀行などの国際機関が発行する 国際機関債 のほか、 当ファンドにおいてはカナダ、オーストラリアなどの 州政府債 もソブリン債券に含まれます。

ポイント3 高い信用力

格付けの例

S&P社 Moody's社 Aaa AAA 高い AA Δa **BBB** Baa 信用力 Ва BB В В Caa CCC Ca CC C C \Box 低い

A格以上 の信用力の高い債券に投資します。

- 原則としてMoody's社、S&P社等の格付け機関のうち、少なくともひとつの格付け機関においてA格相当以上の格付けを付与されたものに投資します。
- 格付けとは、債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定め 通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。
 格付機関が、債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性 などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

現在の投資先と格付け状況 (2013年11月29日現在)

ノルウェー	Aaa	AAA
スウェーデン	Aaa	AAA
フィンランド	Aaa	AAA
ドイツ	Aaa	AAA
オランダ	Aaa	AA+
イギリス	Aa1	AAA
フランス	Aa1	AA
ベルギー	Aa3	AA
ポーランド	A2	Α

	シンガポール	Aaa	AAA
	日本	Aa3	AA-
	A STAN		
オー	-ストラリア	Aaa	AAA
	- ージーランド	Aaa	AA+
1	A 18		

●政府機関債、国際機関債、州政府債等

ドイツ復興金融公庫(KfW)	Aaa	AAA	国際金融公社(IFC)	Aaa	AAA
国際復興開発銀行(世界銀行/IBRD)	Aaa	AAA	ブリティッシュ・コロンビア州	Aaa	AAA
欧州投資銀行(EIB)	Aaa	AAA	ニューサウス・ウェールズ州	Aaa	AAA
欧州連合(EU)	Aaa	AAA	ビクトリア州	Aaa	AAA
アジア開発銀行(ADB)	Aaa	AAA	クイーンズランド州	Aa1	AA+

欧州金融安定基金(EFSF)	Aa1	AA
欧州安定メカニズム(ESM)	Aa1	
オンタリオ州	Aa2	AA-
ケベック州	Aa2	A+

[※]上記の投資先は将来変更となる可能性があります。

[※]格付け(自国通貨建長期債務格付け等)は、左にMoody's社、右にS&P社の格付けを記載しています。(出所) Bloomberg ※格付けは、今後の政治、経済、社会情勢等により変更されることがあります。



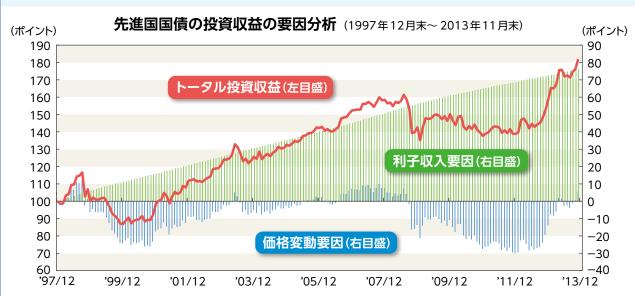
安定的な利子収入の確保と、金利・為替見通しに基づく運用戦略により、収益の獲得を目指します。

ポイント① 安定的な利子収入の確保

先進国のソブリン債券を中長期保有することにより、安定的な利子収入の確保を継続することで、債券 価格や為替の変動による損益のブレをカバーする効果が期待されます。(利子収入の積み上げ効果)

■ご参考

下記のグラフは、<u>当ファンドの実績ではなく</u>、ベンチマーク(シティ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む))のデータを基に作成したものです。先進国国債の利子収入の積み上げ効果をわかりやすく表示するための参考情報として掲載しています。



※上記は、1997年末を100ポイントとして指数化したシティ世界国債インデックス (円ベース、日本を含む) を「トータル投資収益」とし、これを国際投信投資顧問の計算により月次で「利子収入要因」と「価格変動要因」に分け、それぞれを累積したものです。 なお、「利子収入要因」は、各月の利子収入(経過利子を含む)を当該各月の為替レートで換算したものの累積値となります。 (出所) Bloomberg

ポイント2 金利・為替見通しに基づく運用戦略

金利変動リスクのコントロール

一般に、債券の価格は金利が上昇(低下)すると下落(上昇)します。

また、満期までの残存期間が長い (短い) 債券や利率が低い (高い) 債券ほど、金利の動きによる債券価格の変動が大きく(小さく) なります。

そこで当ファンドは、金利変動の予測に応じて組入債券の入替えを行い、債券価格の変動リスクをコントロールします。

金利が相対的に上昇 **→**(債券価格が下落 **→**) すると 予測した場合 満期までの残存期間が短い債券への入替えを行い、 債券価格の下落リスクを抑制

金利が相対的に低下→(債券価格が上昇→)すると 予測した場合 満期までの残存期間が長い債券への入替えを行い、 債券価格の値上がり益の獲得を目指す

為替変動リスクのコントロール

その通貨の組入比率の引き上げ

通貨が相対的に下落→すると予測した場合

その通貨の組入比率の引き下げ

※組入比率の調整によるほか、一時的に為替ヘッジを行う場合があります。

◆ シティ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)をベンチマークとします。

シティ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した債券インデックスで、1984年12 月末を100とする世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。 ベンチマークを上回る投資成果をあげることを目指し運用を行いますが、これを保証するものではありません。

◆ ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社のアドバイスを受け、運用を行います。

ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社は、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー (本部所在地:米国カリフォルニア州) の日本拠点です。

資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。



毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆ 毎月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- •分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- •委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。



上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



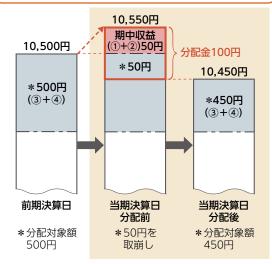
◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて 支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することに なります。

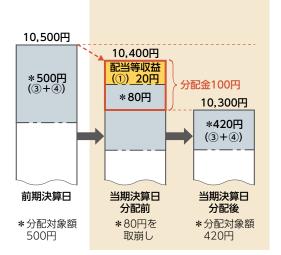
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて、分配金が支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合(イメージ)

(前期決算日から基準価額が下落した場合(イメージ)





分配金は、収益分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

期中収益に該当する部分:①配当等収益(経費控除後) ②有価証券売買益・評価益(経費控除後)

期中収益に該当しない部分:③分配準備積立金 ④収益調整金

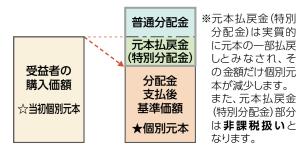
上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

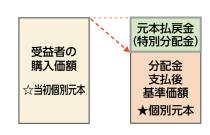
◆ 受益者のファンドの購入価額(個別元本)によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

〈分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合





普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別 分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。



■ 基準価額の変動要因

基準価額は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。

したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により 損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。 主な変動要因は以下の通りです。

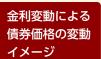
為替変動リスク

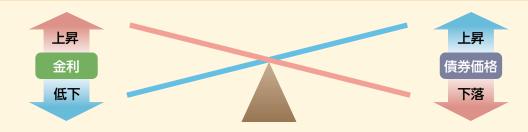
当ファンドは、主にユーロ建や米ドル建等の外貨建の有価証券に投資しています (ただし、これらに限定されるものではありません。)。投資している有価証券の発行通貨 が円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に) なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。



金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、当ファンドの基準価額の変動は大きくなります。





信用リスク

原則として格付けがA格以上のソブリン債券に投資しますが、投資している国の経済 情勢の変化や各投資対象の格付けの変更により、債券価格が変動し、当ファンドの 基準価額も変動します。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■その他の留意点

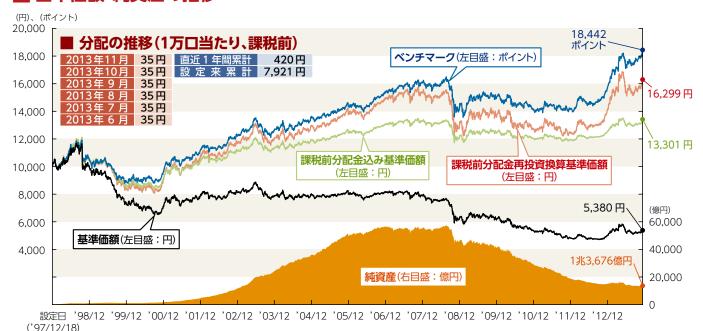
当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

■リスクの管理体制

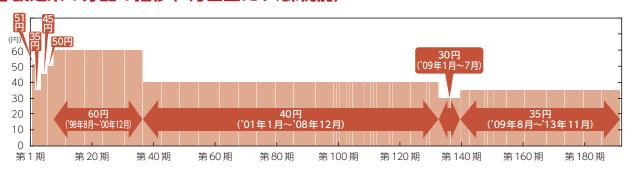
リスク管理を所管する部署において、全般的なリスクの管理を行い、当社およびファンドのリスクを監視しております。 また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて 改善策を審議しております。



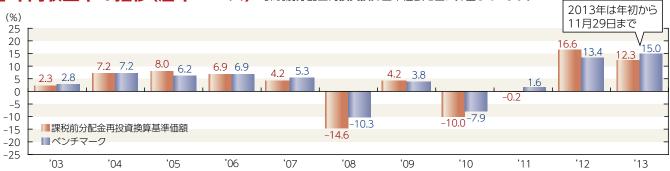
■ 基準価額・純資産の推移



■ 設定来の分配の推移(1万口当たり、課税前)







注記事項

- ・当ファンドはシティ世界国債インデックス (円ベース、日本を含む)をベンチマークとします。
- ベンチマークはシティ世界国債インデックス・データ(出所: Bloomberg) に基づき、当ファンド設定日(1997年12月18日)を10,000ポイントとして国際投信投資顧問が指数化し計算したものです。ベンチマークは基準価額との関連を考慮して、期日の前営業日の値を用いています。また、当ファンドとは為替評価時点に差がありますので、ご注意ください。
- 課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資 したと仮定して算出したものであり、国際投信投資顧問が公表している基準価額とは異なります。
- 課税前分配金込み基準価額は、基準価額に設定来の課税前分配金累計を加算したものです。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。 ベンチマークの情報はあくまで参考情報として掲載しており、当ファンドの運用実績ではありません。



■運用の歴史

● 基準価額(課税前分配金再投資換算)、主要な為替・金利の推移



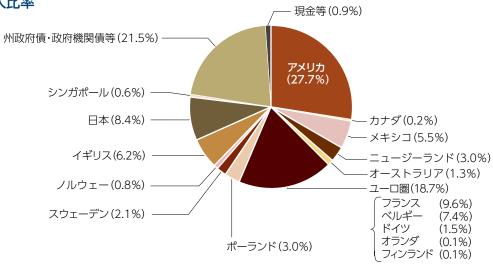
● 主要イベント

■ 主要な資産の状況

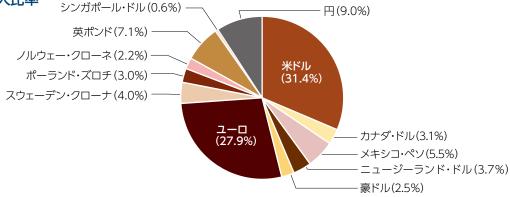
主要な組入銘柄(評価額上位)

	国/地域	種類	銘柄名	通貨	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	イギリス	国債証券	UK TREASURY	英ポンド	5.000	2018年 3月 7日	5.1
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	米ドル	8.750	2020年 8月15日	3.2
3	フランス	国債証券	FRN GOVT. BOND	ユーロ	5.000	2016年10月25日	1.8
4	フランス	国債証券	FRN GOVT. BOND	ユーロ	4.000	2018年 4月25日	1.6
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	米ドル	2.750	2019年 2月15日	1.5
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	米ドル	0.875	2018年 1月31日	1.5
7	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	ユーロ	1.000	2018年 5月25日	1.4
8	ドイツ	特殊債券	KFW	ユーロ	0.875	2018年 6月25日	1.4
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	米ドル	0.875	2016年 9月15日	1.4
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	米ドル	0.750	2017年12月31日	1.4





● 通貨別組入比率

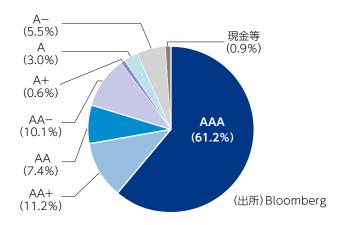


注記事項

- 為替レートは投資信託協会が発表している値を使用しています。
- 米独の金利は基準価額との関連を考慮して、期日の前営業日の値を用いています。
- 1998年12月以前のユーロの数値はECU (欧州通貨単位) を使用しています。
- 比率とは、当ファンドの純資産に対する比率 (未収利息等を含みます。) であり、マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。
- 現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。



● 格付け別組入比率



● ポートフォリオの特性値

	ベンチマーク		
平均終利*1	平均直利*2	デュレーション* 3	デュレーション
1.9%	3.4%	5.7	6.7

(出所) Bloomberg



- *1 【平均終利(複利最終利回り)】
 - 償還日までの利子とその再投資収益および償還差損益も考慮した利回り(年率)をいいます。
- *2 【平均直利(直接利回り)】

利子収入部分にのみ着目した利回り。債券価格に対する利子の割合(年率)をいいます。

*3 【デュレーション】

「金利が変動したときの債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す 指標でもあります。

例えば、デュレーションの値が「5」の債券は、金利が1%上昇(低下)すると債券価格がおおよそ5%下落 (上昇)します。(他の価格変動要因がないと仮定した場合の例です。)

一般に、満期までの残存期間が長い債券や利率が低い債券ほど、デュレーションの値が大きく、金利変動に対する債券価格の変動が大きくなる傾向があります。

なお、上記当ファンドのデュレーションは、当ファンドが実質的に保有する各債券のデュレーションを加重 平均したものです。

当ファンドはベンチマーク±3程度の範囲内でデュレーションを調整します。

注記事項

- 比率とは、当ファンドの純資産に対する比率(未収利息等を含みます。)であり、マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。
- •格付けはMoody's社とS&P社の格付けのうち、上位の格付けをS&P社の表示方法で表記しています。
- 現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。 ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、当ファンドの運用実績ではありません。



手続•手数料等

■ お申込みメモ

	購入単位	販売会社が定める単位
	購入価額	購入受付日の翌営業日の基準価額
購入時	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。

	換金単位	販売会社が定める単位
	換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額*を差引いた価額 *換金受付日の翌営業日の基準価額に <mark>0.5%</mark> をかけた額とします。
換金時	換金代金	原則として、換金受付日から起算して5営業日目から、販売会社にてお支払いします。

		申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
	購入の申込期間	平成26年2月14日から平成26年8月12日まで ※申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定 です。	
	申込に	換金制限	
ついて	購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金の申込みの受付を取消すことがあります。	

		信託期間	無期限(平成9年12月18日設定)					
		繰上償還	当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または30億口を下回ることと なった場合等には、繰上償還されることがあります。					
		決算日	毎月17日(休業日の場合は翌営業日)					
		収益分配	毎月(年12回)、収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社との契約により再投資することも可能です。					
	alk	信託金の限度額	10兆円					
	その他	公告	日本経済新聞に掲載します。					
		運用報告書	6ヵ月ごと(毎年5月および11月の決算日を基準とします。)および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめ販売会社にお申出いただいたご住所にお届けします。					
		課税関係	課税上の取扱いは株式投資信託となります。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。 くわしくは、販売会社にお問い合わせください。 ※配当控除および益金不算入制度の適用はありません。					



手続•手数料等

■ ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

購入受付日の翌営業日の基準価額に対して、上限1.575%(税込)*(上限1.500%(税抜))がかかります。

*消費税率に応じて税込の料率は変更となります。(消費税率が8%になった場合は、上限1.620%(税込)となります。) (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社に確認してください。)

信託財産 留保額

換金受付日の翌営業日の基準価額に0.5%をかけた額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)

日々の純資産総額に対して、年率1.3125%(税込)*(年率1.2500%(税抜))をかけた額とします。

*消費税率に応じて税込の料率は変更となります。(消費税率が8%になった場合は、**年率1.3500%(税込)**となります。) 各支払先への配分(税抜)は次の通りです。

	用管理費用 配分	100億円	100億円 超	300億円 超	500億円 超	750億円 超		1,500億円 超	2,000億円 超	3,000億円 超	4,000億円 超		8,000億円
純貧	販売会社の 資産残高に ジて*	以下	300億円 以下	500億円 以下	750億円 以下						6,000億円 以下		超
	委託会社	0.8500%	0.7500%	0.6500%	0.6000%	0.5500%	0.5000%	0.4500%	0.4000%	0.3500%	0.3000%	0.2750%	0.2500%
配分	販売会社	0.3500%	0.4500%	0.5500%	0.6000%	0.6500%	0.7000%	0.7500%	0.8000%	0.8500%	0.9000%	0.9250%	0.9500%
,,,	受託会社	0.0500%											

- ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。
- *各段階の部分に対して上記の通り配分されます。

また、各販売会社の純資産残高の算出に当たっては、次のファンドの純資産残高を合算いたします。なお、合算の対象となるファンドは、今後、追加される場合があります。

(販売会社に分割等があった場合、それらを合算して、算出することがあります。)

グローバル・ソブリン・オープン(3ヵ月決算型) グローバル・ソブリン・オープン(1年決算型)

グローバル・ソブリン・オープン(資産成長型) グローバル・ソブリン・ファンド2014

その他の費用・ 手数料 監査費用、有価証券等の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。

- 監査費用は、日々の純資産総額に対して、年率0.0042%(税込)*(年率0.0040%(税抜))以内をかけた額とします。 *消費税率に応じて税込の料率は変更となります。(消費税率が8%になった場合は、年率0.00432%(税込)となります。)
- ※監査費用以外のその他の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。
- ※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。
- ※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。



税金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により 異なる場合があります。

時 期	項目		税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税	普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税	換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※上記は、平成26年1月1日から平成49年12月31日までのものです。(平成25年11月末現在)
- ※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

- ※法人の場合は、上記とは異なります。
- ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧め します。

MEMO





国際投信投資顧問株式会社 KOKUSAI Asset Management Co., Ltd. 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 (〒100-0005) ◯◯ 0120-759318 (グロソブ専用ダイヤル) (受付時間/営業日の9:00~17:00) http://www.kokusai-am.co.jp (SEN)